

1 広島市環境審議会（令和7年11月19日開催）

(1) 意見の趣旨により計画（素案）を修正するもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P1 ほか	<p><追加意見></p> <p>「気候変動」は、本来、様々な種類の気候の変動事象を指すものであるが、近年は気候変動の一種に過ぎない「地球温暖化」と同義として使われることが多くなった。</p> <p>本計画中で、気候変動を地球温暖化と同義として使用していることはやむを得ないと思うが、用語解説にある気候変動は、本来の定義のみの記述となっており、混乱しかねないため、以下のとおり加筆してはどうか。</p> <p>「気候変動（P1 ほか） 気温や気象などが長期にわたって変化する事象を指すが、そのうちの一種である「地球温暖化」と同義として使用されることも多くなっている。」</p>	<p>本計画において、気候変動と地球温暖化を同義に用いていた箇所はありませんが、より適切な記述となるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>[P5 (4)地球環境及び図] 「地球温暖化、気候変動、・・・」</p> <p>[P13 3 気候変動の影響への適応] 「このため、このような気温上昇の影響に対する取組を進める必要があります。」</p> <p>[P21 10 生物多様性の危機] 「また、地球規模の気候変動や、地球温暖化の影響による大雨等の異常気象は、農林水産業や、多くの生物の生態にも大きな影響を与えており、・・・」</p> <p>[P27 3 危機管理等の視点] 「加えて、地球規模の気候変動に伴い、生物多様性の損失や農作物の品質低下、熱中症の増加等の影響が生じています。 …… このため、諸施策の展開等に当たっては、予防的な取組方法の考え方に基づき、防災・</p>

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
			<p>減災に係る対応、<u>地球温暖化に起因する気候変動</u>による様々な影響の防止又は軽減に係る対応、・・・」</p> <p>[P29 基本目標 1 脱炭素社会の構築] 「<u>温室効果ガスの排出を主な要因とする気候変動</u>は、地球全体に深刻な影響を及ぼす問題であり、・・・」</p> <p>[P29 1 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）の推進] 「<u>地球規模の気候変動により</u>、世界の平均気温は上昇し続け、気候変動の影響による自然災害等が頻発しており、この<u>地球温暖化の問題</u>は、人類の存続基盤に関わる重要かつ喫緊の課題となっています。」</p> <p>[P60 用語解説] 「気候変動（P1 ほか） 気温や気象などが長期にわたって変化する事象であり、<u>太陽活動の変化、地球の自転軸の傾きの変化、火山活動</u>といった自然要因によるものだけでなく、人為起源による地球温暖化も含まれる。」</p>
2	P3、31	<p>「図1 SDGs 一覧」において、本計画と関連するSDGsに目標1（貧困をなくそう）と目標5（ジェンダー平等を実現しよう）が含まれていない。気象の変動が経済へ大きな影響を与えられていると言われており、目標1は本計画に関連するとしてもらいたい。また、環境と直接結びつかないかもしれないが、ジェンダーをなくすことは環境配慮の意味合いも大きいのではと思う。できればSDGsの17の目標全てを本計画と関連付けてもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、目標1を本計画の基本目標1「2 気候変動の影響への適応（適応策）の推進」と関連があるものとして位置付けるよう修正します。</p> <p>なお、目標5は本計画との関連が薄いため、関連があるものとして位置付けないこととします。</p>

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
3	P19、36 62	<p><追加意見></p> <p>第1章「7 プラスチックごみ問題」(P19)や第3章の基本目標2「3 プラスチックごみ対策の推進」(P36)に、マイクロプラスチックに係る記述を追記してはどうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえつつ、以下のとおり修正します。</p> <p>[P19 7 プラスチックごみ問題]</p> <p>「近年、<u>マイクロプラスチックを含む海洋</u>へのプラスチックごみの流出による海洋汚染や<u>生物・生態系への影響</u>が国際的に問題となっており・・・」</p> <p>[P36 3 プラスチックごみ対策の推進]</p> <p>「しかしながら、近年、国際社会において、<u>マイクロプラスチックを含む海洋へ</u>流失したプラスチックごみによる海洋汚染や<u>生物・生態系への影響</u>が懸念されています。」</p> <p>また、用語解説に、以下のとおりマイクロプラスチックを追加します。</p> <p>[P62]</p> <p>「マイクロプラスチック（P19 ほか）一般的に5mm未満とされるプラスチックのこと。様々なプラスチック製品から発生しているといわれており、環境中に流出すると回収が難しい。」</p>
4	P30	<p>基本目標1の1「(3) エネルギーの地産地消の促進」では余剰電力のことしか触れていないが、熱エネルギーについても記載してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「本市の清掃工場で発生した余剰電力や<u>熱エネルギー</u>等を、市有施設をはじめとする市域内施設等で活用するなど、・・・」</p>
5	P30	<p><追加意見></p> <p>基本目標1の1「(6) 二酸化炭素の吸収源対策等の推進」は森林に特化した記述となっているが、浅海域の藻場等の二酸化炭素吸収効果も近年注目され「ブルーカーボン」と呼ばれている。藻場の役割は、海に面する広島市において注目する価値があると思うので、二酸化炭素の吸収源対策の推進で藻場の重要性と保全を明記してはどうか。また、用語解説にブルーカーボンを追加してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>森林・緑地、藻場</u>等は、大気中の二酸化炭素の吸収・貯留、市街地における夏季の気温上昇の緩和等、地球温暖化の緩和に資する機能を有していることから、これらの機能の維持向上を図るため、<u>その保全、緑化</u>等について取組を進め、二酸化炭素の吸収源対策等を推進します。」</p>

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
6	P33、37、43、47、51 64～65	<p><追加意見> 環境の現状を把握する上で参考となる指標等の点検は、本計画のPDCAサイクルにおいて重要な意味を持っているため、指標等の現況に関して、出典や出所を明記できないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、参考資料に「資料4 環境の現状を把握する上で参考となる指標等一覧」を追加し、その中で資料提供元を記載します。（P64～65）</p>
7	P34	<p>基本目標2「1 ごみの減量・リサイクル等の推進」に食品ロスの記載があるが、一般廃棄物における問題としか読み取れない。食品ロスは事業者の問題でもあるので、書きぶりを検討してもらいたい。</p>	<p>食品ロスは、一般廃棄物、産業廃棄物といった区分に関わらず、生産、製造、流通、販売、消費といった多様な場面で発生するものであり、社会全体で削減に向けて取り組む必要があるとの認識の下で本計画を作成しています。一方で、素案の表現ではその点が伝わりにくいとの御意見を踏まえ、事業者の取組が明確となるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>[本文]</p> <p>「本市では、<u>一般廃棄物について、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念とする「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、市民、事業者、行政等が一体となって同計画に掲げる施策の推進に取り組んでいます。また、産業廃棄物については、「広島市産業廃棄物処理指導計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルに取り組んでいます。</u></p> <p><u>さらに、令和5年（2023年）4月には「広島市食品ロス削減推進条例」を施行し、食品ロスを社会全体で取り組むべき課題として、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減に向けた取組を進めています。</u></p> <p><u>これらの取組により、本市のごみ排出量は近年減少傾向にありますが、今後も循環型社会の形成に向け、ごみの減量・リサイクル等に向けた施策を一層推進する必要があります。」</u></p> <p>[(2) 食品ロスの削減]</p> <p>「<u>食品ロスは、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において発生することから、社会全体で削減に向けて取り組む必要があり、市民、事業者、行政等が協働して取り組むことに加え・・・</u>」</p>

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
8	P40	<p>広島県ではあまり被害が出ていないが、全国的にクマの被害が大きな問題となっている。また、11月18日のニュースで、市内中心部にサルが出没したとあった。基本目標3「2 緑の保全」では鳥獣被害としてイノシシやニホンジカが例示されているが、クマとサルも加えてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「中山間地では、過疎化や高齢化により農地や森林の荒廃が進むとともに、イノシシやニホンジカ、ツキノワグマ、サル等による鳥獣被害が顕在化しています。」</p>
9	P43	<p>基本目標3「豊かな自然環境の保全に関して参考となる主な指標等」のうち生物多様性の確保の指標は、新たに設定した指標であることから、生物多様性の保全や損失につながる取組をコラムとして掲載してはどうか。</p> <p><追加意見></p> <p>生物多様性の保全や損失につながる取組として、外来種被害予防三原則に掲げる「飼育・栽培している動植物は、どんな理由があっても野外に放たない」を記載してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、コラム「生物多様性の確保に向けた取組」を掲載します。</p>
10	P48	<p>基本目標5の1「(1) 学校や家庭における環境教育・学習の推進」に関して、「各教科等の学習活動を通じた」という文言は、「食品ロスへの理解の醸成」にだけかかっているのか、それとも「食品ロスへの理解の醸成」から「環境ポスターの募集」まで全てにかかっているのか、この文章では読み取れない。</p>	<p>「各教科等の学習活動を通じた」は、「食品ロスへの理解の醸成」にのみかかっています。素案の表現ではその点が伝わりにくいと御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「各教科等の学習活動を通じた食品ロスへの理解の醸成に加え、こどもエコチャレンジの取組や環境ポスターの募集などにより、・・・」</p>

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
11	P49	<p>食品ロスの排出は消費者と事業者がおおむね半分ずつとの統計が出ている。基本目標5の1「(2) 職場や地域における環境教育・学習の推進」に、食品加工業や食品製造業における食品ロス削減を促すような文言が入っていてもいいのではと思う。素案では食品ロスという単語が繰り返し出てくるが、事業者における食品ロス削減の取組が出てこないのはバランスが悪いように思う。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>ごみ処理施設等への見学の受入れ、食品ロスの削減等</u>様々なテーマで環境問題をわかりやすく解説する環境出前講座の実施、・・・」</p> <p>なお、基本目標2の1「(2) 食品ロスの削減」において、「市民、事業者、行政等が協働して取り組むことに加え、あらゆる主体が食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを生まない行動へと転換していくため、普及啓発や支援の取組を進め、食品ロスの削減を推進します。」と記載しており、市民、事業者の双方を対象として食品ロス削減を推進する方針を示しています。基本目標5と併せて、食品加工業、食品製造業を含む事業者に対する食品ロス削減の取組を推進してまいります。</p>

(2) 既に意見の趣旨が計画（素案）に盛り込まれているもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P34～37	基本目標2に「リサイクル」という言葉がよく出てくるが、「アップサイクル」も加えてはどうか。	資源の高度利用や価値向上を図るアップサイクルの取組は、本計画における循環型社会の形成に向けたごみの減量・リサイクル等に関する施策に含まれているものと考えています。
2	P35	基本目標2「2 ごみのないきれいなまちづくりの推進」に、スマートごみ箱の設置を例として掲げてはどうか。	スマートごみ箱の設置は、基本目標2「2 ごみのないきれいなまちづくりの推進」において進める個別具体的な取組の一つであり、その趣旨や目的は本計画に含まれているものと考えています。
3	P40	基本目標3「2 緑の保全」に、太陽光パネルの設置規制を盛り込むことはできないか。	国は、令和7年12月に、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージを関係閣僚会議にて決定し、その中で、自然環境の保護や安全性の確保等に向けて法的規制の強化等を進めるとしています。本市としては、まず、国における法改正や新制度の内容を注視していきたいと考えています。
4	P40	基本目標3「2 緑の保全」にグリーンインフラの記載があるが、用語解説を読んでも何をするのかよくわからないので、もう少し具体的に説明を入れてはどうか。	グリーンインフラの具体的な活用は、都市計画、治水、道路等の各行政分野において、施策の立案に当たり検討すべき事項として、今後、個別の行政計画において具体的な内容や説明が示されるものであり、本計画が施策の方向性を示す大綱的な計画であることも踏まえ、素案に記載のとおりとします。
5	P46～47	基本目標4「4 騒音・振動の規制」に自動車騒音の記載がある。交通や騒音源の集中をなくすため、基本目標4の「4 騒音・振動の規制」に道路網の整備を加えてはどうか。自動車そのものの騒音はメーカーの対応が必要となるが、道路に起因する騒音は市が道路の整備をすることで低減していくことができる。	自動車、鉄道、工場・事業場等の騒音・振動対策は、個別の施策で検討するものであり、本計画が施策の方向性を示す大綱的な計画であることも踏まえ、素案に記載のとおりとします。

(3) 計画（素案）の修正は行わないが、各行政分野（行政計画）における施策の展開等において参考とするもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P3	今後施策を展開する中で「この取組はSDGsのこの目標達成に貢献する」と打ち出すなどしてもらいたい。	今後の施策の展開に対する御意見として、参考にさせていただきます。
2	P17ほか	クリーンボランティアや森林ボランティアといったボランティア活動を無償でしてもらうのは難しくなっていると思う。いきいき活動ポイントなど何かしらの特典があれば、励みにもなり、ボランティア参加者数も増えていくのではないか。	今後の施策の展開に対する御意見として、参考にさせていただきます。
3	P35	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回清掃・巡回パトロールに一般市民も参加し、一緒にぼい捨て防止の啓発ができればいいと思うので検討してほしい。 ・ ぼい捨て防止指導員の官民連携ができるようなら検討してみてもどうか。 	今後の施策の展開に対する御意見として、参考にさせていただきます。

2 経済観光環境委員会（令和7年12月11日）

(1) 意見の趣旨により計画（素案）を修正するもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P39	環境の変化によって、今問題となっている牡蠣生産量の激減といった状況が今後も起こりうると思うため、研究にしっかりコミットすることを記載してほしい。	御意見を踏まえ、基本目標3の1「(3) 水辺の保全・再生・創出」の記載を以下のとおり修正します。 「・・・生態系にできるだけ配慮した計画的な魚介類等の種苗の生産及び放流、カキ養殖業の振興、漁場環境の改善、 <u>水産資源に関する調査研究等により、水産資源の持続的な利用を促進し、水辺の保全・再生・創出を図ります。</u> 」
2	P59	PF0A と PF0S の用語解説に、PM2.5 のように健康に対する危険性について記載があれば、より充実した内容になると思う。	御意見を踏まえ、以下を追記します。 ・ PF0A：国際がん研究機関（IARC）の評価では、アルコール飲料や加工肉などと同様に、グループ1「発がん性がある」に分類されている。 ・ PF0S：国際がん研究機関（IARC）の評価では、アスパルテーム（人工甘味料）などと同様に、グループ2B「発がん性がある可能性がある」に分類されている。

(2) 既に意見の趣旨が計画（素案）に盛り込まれているもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P34	基本目標2「1 ごみの減量・リサイクル等の推進」に、過剰包装の削減を追記できないか。	<p>過剰包装の削減は、基本目標2の1「(1) ごみの減量・リサイクルの推進」や、基本目標2の3「(1) プラスチックごみの発生抑制」において進める個別具体的な取組の一つであり、その趣旨や目的は本計画に含まれているものと考えています。</p> <p>なお、環境分野の個別計画である「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、プラスチックごみの減量施策の一環として、店舗等における過剰包装の抑制を掲げています。</p>
2	P40～42	「みどりの食料システム戦略」では、「2050年までに耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大」、「2050年までに化学農薬使用量を50%低減」等掲げている。基本目標3の2「(2) 農地の確保・保全」に、これまでの大規模農業を見直して有機農業に転換し、持続可能な農業を進めていくという方向性を追記すべきと考える。	基本目標3の3「(2) 種の多様性（種間の多様性）の確保」において、「農業については化学肥料や化学農薬の使用を低減する栽培方法の普及に努めます」と記載しており、持続可能な農業に向け、環境にやさしい農業の推進に努めているところです。

(3) 計画（素案）の修正は行わないが、各行政分野（行政計画）における施策の展開等において参考とするもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P38～39	今後、メガソーラーの話が出た時に、水源涵養の維持のため、周辺市町としっかりと連携できるようにしてほしい。	基本目標3「1 健全な水循環の確保」において、「健全な水循環の確保に向けては、河川の流域や広島湾に面する自治体、関係団体等との広域的な連携協力が不可欠である」と記載するとともに、「(1) 水源涵養機能の維持向上」において、「森林の水源涵養機能の維持向上を図ります」と記載しており、この方針に沿って施策を展開してまいります。

3 市民意見募集（募集期間：令和7年12月15日～令和8年1月14日、応募件数：2件（1人））

(1) 意見の趣旨により計画（素案）を修正するもの

該当なし

(2) 既に意見の趣旨が計画（素案）に盛り込まれているもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P26	自然と共生し、職住近接を実施し、ゆとりのあるまちづくりが大切である。	第2章第3節「総合的・横断的視点」の「1 環境・経済・社会の好循環創出の視点」において、諸施策の展開等に当たっては「地域循環共生圏」の考え方を積極的に取り入れることとしています。「地域循環共生圏」は、森里川海に由来する自然資源を持続的に活用し、自然資本を維持・回復していくことを前提とする考え方であるため、御意見の趣旨は本計画に含まれているものと考えています。

(3) 計画（素案）の修正は行わないが、各行政分野（行政計画）における施策の展開等において参考とするもの

No	該当頁	御意見（要旨）	本市の考え方
1	P34～37	ごみ捨ての意識が向上し、衛生環境が良くなった。	今後の施策に対する御意見として、参考にさせていただきます。

第4次広島市環境基本計画（素案）に対する事務局の修正（主なもの）

No	該当頁	修正箇所	修正理由
1	P38	<p>基本目標3の説明の最後に、以下を追記します。</p> <p>「なお、本節を、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」及び国の水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に位置付けます。</p>	<p>本計画では、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」及び国の水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」を一体的に策定しています。</p> <p>このため、「生物多様性地域戦略」及び「流域水循環計画」の範囲を明確にする必要があることから、位置付けを明示したものです。</p>
2	P43、51	<p>指標「生物多様性の保全につながる取組を行っている市民の割合」及び「環境に配慮した行動や活動を実践している市民の割合」の現況（令和7年度）を、それぞれ81.7%、87.3%に修正します。</p>	<p>市民意識調査の結果（速報値）が出たため。</p>
3	P48	<p>基本目標5の説明の最後に、以下を追記します。</p> <p>「なお、本節を、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育等行動計画」に位置付けます。」</p>	<p>本計画では、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく「環境教育等行動計画」を一体的に策定しています。</p> <p>このため、「環境教育等行動計画」の範囲を明確にする必要があることから、位置付けを明示したものです。</p>